

葛飾区消費生活条例【概要】

平成 19 年 12 月 17 日
(葛飾区条例第 38 号)

1 目的

区・事業者の責務、消費者の役割を明らかにし、区が実施する施策について必要な事項を定め、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって区民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としています。

2 定義

区民、消費者、事業者、商品、サービス、消費者団体について定めています。

3 基本理念（消費者の権利）

消費者政策の推進は、区民の消費生活における基本的な需要が満たされ、消費者が健全な消費生活を営むことができる環境が確保される中で、次の事項を尊重して、消費者の自立を支援することを基本に行わなければならないこととしています。

安全が確保されること。

選択の機会が確保されること。

必要な情報及び教育の機会が提供されること。

被害の救済が受けられること。

消費者の意見が消費者施策に反映されること。

4 環境への負荷等に対する配慮

消費者施策の推進は、環境への負荷及び高度情報通信社会の進展への的確な対応に配慮して行わなければならないこととしています。

5 区・事業者の責務、消費者の役割等

(1) 区の責務を明確にし、国等との相互協力、国等に対する措置要求等をできることとしています。

(2) 事業者の責務については、消費者の年齢その他の特性に配慮して、消費者の権利を侵害せず、区が実施する施策に協力しなければならないこととしています。

(3) 消費者の役割、消費者団体の役割を明確にすることとしています。

6 消費者の支援

(1) 消費生活に関する必要な情報を収集し、区民にその情報を提供することとしています。

(2) 消費者の自立のため、判断能力の不十分な高齢者等の財産、生命及び消費者被害の未然防止に向け、成年後見制度の活用その他必要な措置を講ずることとしています。

(3) 消費者が必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するために、消費者教育を推進するとともに、消費者団体の育成及び支援に努めることとしています。

7 消費者被害の防止

事業者が消費者と取引を行うに当たり、不適正な取引行為を行わないこととして
います。

消費者を訪問し又は電話機等通信機器等を利用して、消費者にとって不適當な契
約と認められるにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
など9項目をあげています。

8 区長に対する申出

区民は、消費者の権利が侵害されている疑いがあるとき、区長に対し申し出て、必
要な措置を講ずるよう求めることができることとしています。

9 消費者被害の救済

(1) 消費生活相談として、仲介によるあっせんその他の措置による解決を図るこ
ととしています。

(2) (1)で解決しないとき、公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調
停等を行う区長の附属機関として葛飾区消費者被害救済委員会(以下「委員会」
という。)を設置することとし、委員会についての必要な事項について定めてい
ます。

(3) 委員会は、あっせん、調停等を行うための必要な調査を行うことができ、あ
っせん又は調停が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打
ち切ることができることとしています。

(4) 区長は、(3)で打ち切られたときは、あっせん又は調停に係る審議の経過及
び結果を公表できることとしています。

(5) 委員会でも解決せず、訴訟になったときは、消費者訴訟の援助が受けられる
こととしています。その場合の要件、貸付けの範囲及び額、貸付けの申込み、貸
付けの決定貸付利率及び償還期限、返還債務の免除について、定めています。

10 葛飾区消費生活対策審議会

消費者施策に関する重要な事項について審議するため、葛飾区消費生活対策審議
会を設置することとしています。同審議会についての必要な事項について、定めてい
ます。

11 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

12 条例の施行

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしています。ただし、不適正
な取引行為の基準(第16条)消費者被害の救済(第19条から第26条)及び葛飾区
消費生活対策審議会(第27条)の規定は、規則で定める日から施行することとして
います。